

鹿児島県立短期大学商経学会会則

- 第1条 本会は鹿児島県立短期大学商経学会と称する。
- 第2条 本会は事務所を鹿児島県立短期大学商経学科商経資料室におく。
- 第3条 本会は商経諸科学、法学の発展に寄与し、全員の研究の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 研究調査、資料の収集
 - 2 「商経論叢」の編集
 - 3 「学生論集」の発行
 - 4 「商経学会通信」の発行
 - 5 研究会、講演会等の開催
 - 6 その他評議委員会が適當と認めた事業
- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 正会員
鹿児島県立短期大学商経学科の全教員および商経学会以外の教員で関連研究に携わると認められる者
 - 2 学生会員
鹿児島県立短期大学商経学科のI部及びII部の全学生
 - 3 特別会員
本会の発展に貢献したと認められる者
 - 4 賛助会員
本学を卒業後5年以内の元学生会員及び本会の趣旨に賛同して会費を納入した者
- 第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
- 1 正会員 年間 5,000円
 - 2 学生会員 I部 (2年分) 7,000円
II部 (3年分) 8,000円
 - 3 特別会員 無償
 - 4 賛助会員 5年分一括 3,000円
- 第7条 本会は定期的に評議員会を開催する。
ただし、必要のある時は臨時に評議員会を開催することができる。
- 第8条 本会に次の役員をおく。役員の任期は1年とする。
- 1 会長 商経学科「学科長」があたる。
 - 2 評議員 商経学科全教員及び各ゼミナールから代表者1名を選出する。
 - 3 運営委員 商経学科教員から2名を互選する。
 - 4 会計監査委員 商経学科教員から1名を互選する。
 - 5 「商経論叢」編集委員 正会員の中から教員を3名互選する。
- 第9条 本会の経費は、事業収入、寄付金および助成金をもってこれにあてる。
- 第10条 会則の改正は評議員会の決議によって行う。
- | | | | |
|-----------|--------|---------|--------|
| 昭和30年4月1日 | 決 定 | | |
| 昭和33年4月 | 会則一部改正 | 昭和56年4月 | 会則一部改正 |
| 昭和35年4月 | 会則一部改正 | 昭和59年6月 | 会則一部改正 |
| 昭和40年3月 | 会則一部改正 | 平成元年4月 | 会則一部改正 |
| 昭和47年4月 | 会則一部改正 | 平成9年4月 | 会則一部改正 |
| 昭和49年3月 | 会則一部改正 | 平成14年4月 | 会則改正 |